

令和2年4月10日

中野区内の学童クラブ・認可保育所等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

中野区長 酒井直人

緊急事態宣言発令に伴う学童クラブ及び認可保育所等の臨時休園について

日頃より、中野区の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの都内感染者は高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国は令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、東京都は緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

これまで中野区では、区内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能なご家庭に対し、学童クラブの利用及び認可保育所等への登園の自粛を要請しておりましたが、今回の緊急事態宣言を受け、学童クラブ及び認可保育所等を下記の通り臨時休園することにいたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、学童クラブ及び認可保育所等に在籍する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 期 間 令和2年4月13日（月）から同年5月6日（水・祝）まで

2. 対象施設

区内の学童クラブ、認可保育所（地域型保育事業所を含む）、区立保育室、認定こども園

3. 臨時休園中に特例的に保育を行う対象者

ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方及び保護者全員が、東京都が公表する緊急事態措置において休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方